

○ふじみ衛生組合個人情報保護条例等 施行規則

(令和5年3月29日)
(規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及びふじみ衛生組合個人情報保護条例（令和5年ふじみ衛生組合条例第1号。以下「条例」という。）（以下これらを「法令等」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(管理体制)

第2条 条例第5条に規定する安全管理措置を講じるための管理体制は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報保護統括責任者 管理者の指示を受け、ふじみ衛生組合（以下「組合」という。）における全ての保有個人情報の適正な取扱いについて統括するものとし、管理者が属する市の参与をもって充てる。
- (2) 個人情報保護責任者 組合における保有個人情報の適正な取扱いについて管理するものとし、事務局長をもって充てる。
- (3) 個人情報保護管理者 個人情報保護責任者の下で各課における保有個人情報の適正な取扱いについて管理するものとし、各課の長の職にある職員をもって充てる。
- (4) 個人情報保護担当者 個人情報保護管理者の下で各課における保有個人情報の適正な取扱いに係る運用を行うものとし、個人情報保護管理者の指名する職員をもって充てる。

(目的外利用等の手続)

第3条 法第69条第2項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供（実施機関（管理者及び監査委員をいう。）間におけるものに限る。以下この条（第2項第2号を除く。）において同じ。）を受けようとする課の長は、当該保有個人情報の個人情報保護管理者に申請するものとし、個人情報保護管理者は、申請があったときは、速やかに当該申請を認めるかどうかを決定し、当該決定の内容を申請者に対して通知するものとする。ただし、個人情報保護管理者が緊急やむを得ないと認めるときはこの限りでない。

2 利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供を受けようとする課の長は、当該保有個人情報について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請目的以外の利用の禁止
- (2) 承認を受けた課以外の利用の禁止又は当該実施機関以外の者への提供の禁止
- (3) 利用期間終了後の返却義務又は消去義務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護管理者が必要と認めること。

3 利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供を受けようとする課の長が前項に規定する条件に違反したときは、個人情報保護管理者は、承認を取り消すとともに、利用又は提供を認めた保有個人情報の返却その他の必要な措置を求めることができる。

(条例に基づく個人情報ファイル簿の公表)

第4条 条例第7条第1項の規定により作成した個人情報ファイル簿の公表は、事務所に備えて置き一般の閲覧に供する方法とする。

(個人情報ファイル簿の記載事項)

第5条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 管理番号
- (2) 保有開始日
- (3) 廃止日
- (4) 変更日
- (5) 個人番号の有無
- (6) 対象者数
- (7) 記録情報の収集元
- (8) 個人情報ファイルを使用する事務の名称

(適正な開示等の運用)

第6条 実施機関は、条例第9条の規定を踏まえ、別に定めるところにより、保有個人情報の開示等の適正な運用を推進するものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第7条 法第87条第1項の規定による電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

- (1) 音声データ 次のいずれかの方法
 - ア 専用機器等により再生したものの聴取
 - イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下同じ。）に複製したものの交付
- (2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法
 - ア 専用機器等により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）
 - イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあ

つては、用紙に出力したものを含む。)の交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ ア及びイに掲げるもののほか、当該電磁的記録に応じた適切な方法

(写しの交付による場合に要する費用とその納付方法)

第8条 条例第11条第2項に規定する写しの交付による場合に要する費用は、前納(交付のときに徴収する。)とし、写しの作成に要する費用にあつては別表第1に掲げるところにより、写しの送付に要する費用にあつては郵送料その他の実費によるものとする。ただし、実施機関がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 写しの作成に要する費用の納付の方法は、現金又は郵便為替(写しの送付による場合に限る。)とする。

3 令第28条第4項の写しの送付に要する費用の納付の方法は、現金、郵便為替又は郵便切手とする。

(苦情申出に係る処理)

第9条 実施機関は、条例第12条の規定により苦情の申出を受けた場合は、速やかに処理し、当該苦情申出人に対し、その結果を通知するものとする。

(運用状況の公表)

第10条 条例第15条の規定により運用状況として公表する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報ファイル簿の届出の状況

(2) 電子計算組織により処理する個人情報の記録項目その他電子計算組織による処理状況

(3) 目的外利用及び第三者提供の状況

(4) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の状況

(5) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定の状況

(6) 自己に係る個人情報の取扱いについての苦情の申出の状況

(7) 保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求の状況

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

(文書の様式)

第11条 法令等及びこの規則の施行のために必要な文書の様式は、別に定めるもののほか、別表第2に掲げるところによるものとする。

(事務の委任)

第12条 管理者以外の実施機関は、次に掲げる事務を管理者に委任する。

(1) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の受理に関すること。

- (2) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定の通知の送付に関すること。
- (3) 開示決定等に係る第三者意見の聴取のための通知の送付に関すること。
- (4) 保有個人情報の開示の実施（個人情報保護担当課の窓口においてするものに限る。）に関すること。
- (5) 保有個人情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用の徴収に関すること。
- (6) 自己に係る個人情報の取扱いについての苦情の申出に係る通知の送付に関すること。
- (7) 保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求の受理及び当該審査請求に対する裁決の通知の送付に関すること。

2 前項各号に掲げる事務は、総務課において行う。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

種 類	金 額	
文書、図画及び写真	写し (単色刷り) 1枚につき10円 (多色刷り) 1枚につき30円	
マイクロフィルム	用紙に出力したもの (単色刷り) 1枚につき10円 (多色刷り) 1枚につき30円	
電磁的記録	光ディスクに複製したもの	日本産業規格X0606又はX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの 1枚につき50円
		日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの 1枚につき100円
	その他の電磁的記録媒体に複製したもの 当該電磁的記録媒体に係る費用	
	用紙に出力したもの (単色刷り) 1枚につき10円 (多色刷り) 1枚につき30円	

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画及び写真については、片面を1枚として算定する。
- 2 写し(マイクロフィルム及び電磁的記録の場合においては用紙に出力したもの)を交付する場合は、原則として日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 3 写しの作成に際してプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。)の作成その他の特別の処理を必要とする場合は、当該処理に要する費用を併せて徴収する。この場合において、契約上の理由その他必要があると認めるときは、その概算額を徴収できるものとし、特別の処理の終了後に精算して過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

第1類 通規 (個人情報保護条例等施行規則)

別表第2 (第11条関係)

様式 番号	様 式 名	根 拠 規 定
1	個人情報ファイル簿	法第75条
2	保有個人情報開示請求書	法第77条第1項
3	保有個人情報開示決定通知書	法第82条第1項
4	保有個人情報の開示の実施方法等申出書	法第87条第3項
5	保有個人情報不開示決定通知書	法第82条第2項
6	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	法第83条第2項
7	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	法第84条
8	他の行政機関の長等への開示請求事案移送書	法第85条第1項
9	開示請求者への開示請求事案移送通知書	法第85条第1項
10	第三者意見照会書 (法第86条第1項適用)	法第86条第1項
11	第三者意見照会書 (法第86条第2項適用)	法第86条第2項
12	保有個人情報の開示決定等に関する意見書	法第86条
13	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書	法第86条第3項
14	保有個人情報訂正請求書	法第91条第1項
15	保有個人情報訂正決定通知書	法第93条第1項
16	保有個人情報不訂正決定通知書	法第93条第2項
17	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	法第94条第2項
18	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	法第95条
19	他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書	法第96条第1項
20	訂正請求者への訂正請求事案移送通知書	法第96条第1項
21	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	法第97条
22	保有個人情報利用停止請求書	法第99条第1項
23	保有個人情報利用停止決定通知書	法第101条第1項
24	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書	法第101条第2項
25	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	法第102条第2項
26	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	法第103条
27	保有個人情報 (目的外利用・外部提供) 申請書	第3条
28	保有個人情報 (目的外利用・外部提供) 決定通知書	第3条
29	苦情申出書	条例第12条
30	苦情処理結果通知書	第9条

様式第1号

個人情報ファイル簿

実施機関等の名称		
管理番号		
個人情報ファイルの名称		
部署		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		
保有開始日		
廃止日		
変更日		
個人番号の有無		
対象者数		
記録情報の収集元		
個人情報ファイルを使用する事務の名称		

様式第2号

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) (実施機関)

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

--

- 2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法を記載してください。

ア 窓口における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
イ 写しの送付を希望する。

- 3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

様式第3号

第 年 月 日 号

(開示請求者) 保有個人情報開示決定通知書 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報(全部開示・部分開示)

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(実施機関)に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、(実施機関)を被告として、東京地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他()
(2) 窓口における開示を実施することができる日時及び場所 期間: 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝日を除く。) 時間: 場所:
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額) 日数: 日、費用(見込額): 円

※時限性開示	年 月 日以後であれば、不開示部分を開示することができます。ただし、同日以後新たに保有個人情報の開示の請求が必要です。
--------	---

※ 印欄は、当該保有個人情報の開示をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

<本件連絡先>
〇〇課〇〇係
担当者名:
電 話:
F A X:
e-mail:

様式第4号

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) (実施機関)

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号:

日 付:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実 施 の 方 法	
(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()	
(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()	
(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()	

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 [有:同封する郵便切手等の額 (円)
無]

様式第5号

第 号
年 月 日

保有個人情報不開示決定通知書

(開示請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
※時 限 性 開 示	年 月 日以後であれば、不開示部分を開示することができます。ただし、同日以後新たに保有個人情報の開示の請求が必要です。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(実施機関)に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、(実施機関)を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

※ 印欄は、当該保有個人情報の開示をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名:

電 話:

F A X:

e-mail:

様式第6号

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

(開示請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日(開示決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail:

様式第7号

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

(開示請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名:

電 話:

F A X:

e-mail:

様式第8号

第 号
年 月 日

他の行政機関の長等への開示請求事案移送書
(他の行政機関の長等) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

様式第9号

第 号
年 月 日

開示請求者への開示請求事案移送通知書

(開示請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 の 理 由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 課名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名：

電 話：

F A X：

e-mail：

様式第10号

第 号
年 月 日

第三者意見照会書 (法第86条第1項適用)

(第三者利害関係人) 様

(実施機関)

☐

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail:

様式第11号

第 号
年 月 日

第三者意見照会書 (法第86条第2項適用)

(第三者利害関係人) 様

(実施機関) 印

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail:

様式第12号

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

様式第13号

第 号
年 月 日

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書
(反対意見書を提出した第三者) 様

(実施機関) 印

(あなた、貴社等) から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(実施機関)に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、(実施機関)を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名:

電 話:

F A X:

e-mail:

様式第14号

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第15号

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(実施機関)に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、(実施機関)を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名:

電 話:

F A X:

e-mail:

様式第16号

第 号
年 月 日

保有個人情報不訂正決定通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(実施機関)に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、(実施機関)を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名:

電 話:

F A X:

e-mail:

様式第17号

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日(訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail:

様式第18号

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名:

電 話:

F A X:

e-mail:

様式第19号

第 号
年 月 日

他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書
(他の行政機関の長等) 様

(実施機関) 印

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

様式第20号

第 号
年 月 日

訂正請求者への訂正請求事案移送通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 の 理 由	
移送先の行政機関の長等	(実施機関) (連絡先) 課名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備 考	

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名：

電 話：

F A X：

e-mail：

様式第21号

第 号
年 月 日

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(他の行政機関の長等) 様

(実施機関) 印

(他の行政機関の長等) に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail:

様式第22号

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____、日付： _____年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当→ <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当→提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他(_____) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(_____年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他(_____)
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他(_____)

様式第23号

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(実施機関)に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、(実施機関)を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail:

様式第24号

第 号
年 月 日

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(実施機関)に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、(実施機関)を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名:

電 話:

F A X:

e-mail:

様式第25号

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日(利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail:

様式第26号

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名:

電 話:

F A X:

e-mail:

様式第27号

年 月 日

保有個人情報（目的外利用・外部提供）申請書

(個人情報保護管理者)

_____様

(課長)

ふじみ衛生組合個人情報保護条例等施行規則第3条の規定により次のとおり保有個人情報を目的外利用等することを申請します。

利用又は提供を行う対象の保有個人情報を本来取り扱う事務の名称	
本来の保有個人情報の利用目的	
保有個人情報の利用又は提供により行う事務を所掌する主管課の名称	課
保有個人情報の利用又は提供により行う事務の名称及び内容	
利用又は提供を行う保有個人情報ファイル名	
利用又は提供の根拠となる法令名及び該当条項	
利用又は提供を行う年月日及び期間	
法第69条第2項第4号のその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるときに当たる場合は、その理由	

様式第28号

保有個人情報(目的外利用・外部提供)決定通知書

第 号
年 月 日

様

(個人情報保護管理者)

年 月 日付けで申請がありました個人情報の目的外利用等については、下記のとおり決定しましたので、ふじみ衛生組合個人情報保護条例等施行規則第3条の規定により通知します。

記

決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 一 部 承 認 <input type="checkbox"/> 不 承 認
目的外利用等する個人情報 の内容	
一部承認及び不承認の 理由	

様式第29号

第 号
年 月 日

苦 情 申 出 書

(宛先) (実施機関)

(ふりがな)

申出者氏名

住所又は居所

〒 TEL ()

ふじみ衛生組合個人情報保護条例第12条の規定により、下記のとおり苦情の申出をします。

記

申出の趣旨	
苦情の内容	
備 考	

様式第30号

第 号
年 月 日

苦情処理結果通知書

(申出者)様

(実施機関) 印

年 月 日付けで申出がありました苦情については、下記のとおり処理しましたので、ふじみ衛生組合個人情報保護条例等施行規則第9条の規定により通知します。

記

苦情の内容	
苦情に対する処理結果の内容	
措置の内容	

<本件連絡先>

〇〇課〇〇係

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail: